

## 岐阜県地震災害警戒本部に関する条例

昭和 54 年 10 月 9 日

条 例 第 25 号

岐阜県地震災害警戒本部に関する条例をここに公布する。

岐阜県地震災害警戒本部に関する条例

**(趣旨)**

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 17 条 9 項の規定に基づき、岐阜県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

**(職務)**

第 2 条 岐阜県地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 岐阜県地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 岐阜県地震災害警戒本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

**(部)**

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員又は本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

**(支部等)**

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に支部、現地対策本部(以下「支部等」という。)を置くことができる。

2 前項の支部等に属すべき職員については、本部員及び本部職員のなかから本部長が指名する。

3 第 1 項の支部等に支部長の長(以下「支部長等」という。)を置き、本部長が指名する本部員又は本部職員がこれに当たる。

**(委任)**

第 5 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。